

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和7年4月25日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp

担当: 吉田

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

令和7年度税制改正のポイント（所得税）

令和7年3月31日に参議院にて令和7年度の税制改正関連法が可決・成立されました。税制改正関連法が国会での修正を経て成立するのは平成24年以来となりとなります。今回は国会で修正された基礎控除について、実際にどのような内容となったのか給与所得控除の見直しとあわせてご説明いたします。

1. 基礎控除の引上げ

所得税法86条の改正により、基礎控除が10万円上乘せされ、58万円に引き上げられると同時に租税特別措置法によってさらに上乘せされ、基礎控除の合計が最高95万円となりました。

租税特別措置法による基礎控除額の上乗せは合計所得金額に応じて段階的に減額されます。減額後の基礎控除額の合計は、合計所得金額132万円超336万円以下は88万円、336万円超498万円以下は68万円、498万円超655万円以下は63万円とされており、655万円超2,350万円以下については、特例の適用はなく、改正された所得税法86条の規定のまま58万円の基礎控除となります。なお、合計所得金額132万円超の場合の基礎控除の上乗せは令和7・8年のみ適用される特例措置になりますが、合計所得金額が132万円以下の場合の基礎控除の上乗せは令和9年分以後も適用があり、95万円は確保されるようです。令和7年分から改正後の基礎控除額となり、年末調整により適用されます。(公的年金等は支払者から還付) 準確定申告についても同様に改正後の基礎控除とされます。また、毎月の源泉徴収については令和8年1月1日以後に支払いのものについて適用することとされております。

図1 基礎控除額の改正

本人の合計所得金額	所得税	住民税
2,400万円以下	48万円	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	15万円
2,500万円超	0円	0円

改正後

本人の合計所得金額	所得税	住民税
132万円以下	95万円	改正なし
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	

〔参考資料：衆議院HP 所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案(自民・公明案)〕

2. 給与所得控除額の最低保障額を55万円から65万円に

給与等の収入金額が162万5千円までは給与所得控除額が一律55万円とされておりましたが、今回の改正で収入金額190万円までが65万円となりました。これに伴い、給与所得の源泉徴収税額表等について、所得税は基礎控除と同様に令和7年分から適用(源泉徴収については令和8年1月1日以後支払いのものについて適用)、住民税は令和8年分からの適用となります。

図2 改正後の給与所得控除額

給与等の収入金額 (A)	給与所得控除額(令和2年分以降)	
	一般	子育て・介護世帯
190万円以下	65万円	
190万円超 360万円以下	A×30% + 8万円	
360万円超 660万円以下	A×20% + 44万円	
660万円超 850万円以下	A×10% + 110万円	
850万円超 1,000万円以下	195万円	A×10% + 110万円
1,000万円超	195万円	210万円

図3 世帯類型ごとの減税額(与党試算)

世帯構成	年収	減税額
単身世帯	200万円	2.4万円
	400万円	2万円
	800万円	3万円
	1,500万円	3.3万円
夫婦共働き世帯	それぞれ200万円	4.7万円
	それぞれ400万円	4万円
	600万円、200万円	4.4万円
	それぞれ1,000万円	4万円

3. 世帯類型ごとの減税額(所得税)

前述の基礎控除の引上げ及び給与所得控除の見直しによる世帯類型ごとの減税額が与党の試算により、図3の通り示されております。単身世帯では年収200万円が2万4千円の減税、年収400万円が2万円の減税、年収800万円が3万円の減税、年収1,500万円が3.3万円の減税となり、夫婦共働き世帯では夫婦それぞれ年収200万円が4.7万円の減税、夫婦それぞれ400万円が4万円の減税、夫が年収600万円、妻が年収200万円の場合4.4万円の減税、夫婦それぞれが年収1,000万円が4万円の減税となります。昨年の定額減税と比較するとより少なくなっていることが多いです。

4. まとめ

修正案にて追加された基礎控除の上乗せは、低所得者層(合計所得金額132万円以下)以外については令和7・8年の特例措置と限定的ではありますが、令和9年分以降については改正法附則の中で「所得税の抜本的な改革に係る措置」として「物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする」とされており今後の動向も注目されています。今回は新たに創設された「特定親族特別控除」と基礎控除引上げによる合計所得金額要件等の見直しについてご説明いたします。